

あやしい投資勧誘にご注意!



「未公開株」等 被害にあわないための ガイドブック



私がやさしく
解説しますー!

悪徳業者は、**高齢者**を狙っています。

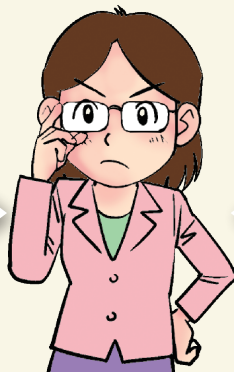
次は、**あなたが標的**かもしれません。

高齢者を中心に、「未公開株」取引に関するトラブルが多数発生しています。

また、「社債」や「ファンド」取引に関する被害もあります。



電話での
勧誘などには、
すぐに応じない



もうけ話を
安易に
信用しない



一人で悩まずに、早めに家族や公的機関に相談を!

上場確実。
必ず儲かります。
元本は保証
されています。

株(社債)を買い
取ります。買い取りには、
あと〇株必要なので
買い増しをしてください。

必ず被害額を
回復してあげます。
その代わりに、
〇〇社の株式(社債)を
買ってください。

こんな
勧誘文句に
ご用心!

金融庁
(その他公的機関名)
の者ですが...



悪徳業者がよく使う3つの金融商品

「未公開株」とは?

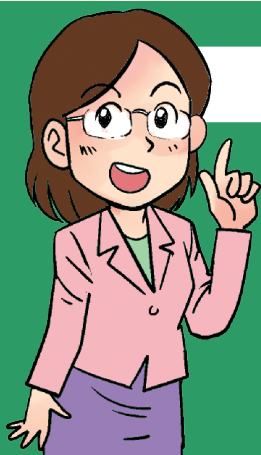
証券取引所に上場していない株で、「上場間近で必ず儲かる」など虚偽の勧誘による被害が多くあります。

「社債」とは?

一般の会社が発行する債券のことで、「買値の4倍で買い取る」などと言われ詐欺被害にあう事例もあります。

「ファンド」とは?

資金運用を機関投資家が代行する金融商品のことを指し、出資金名目で金銭を騙取される被害があります。



事例 1

劇場型

複数の業者が登場し、うまい話を信用させる手口です。

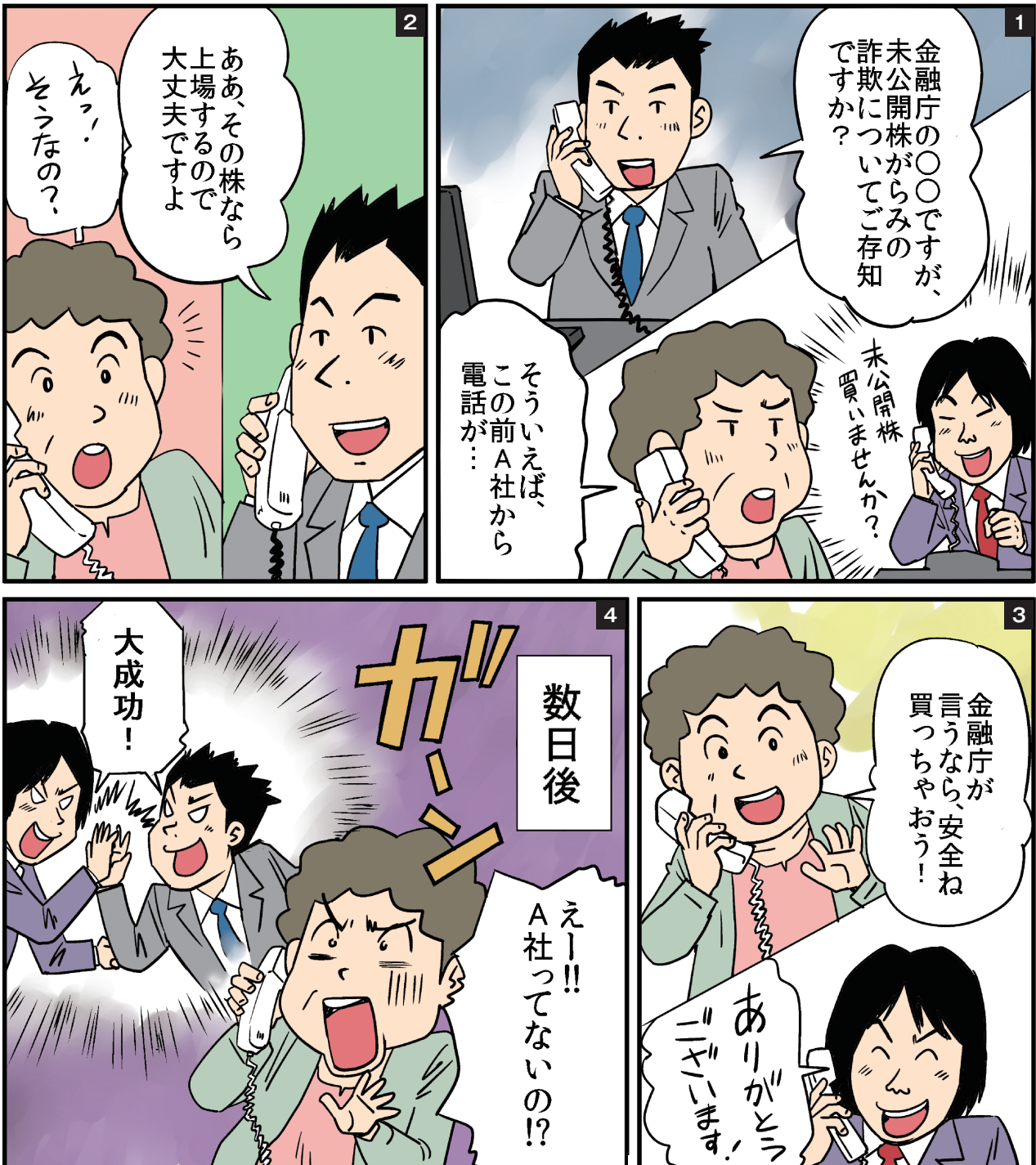


複数の人の「儲かる」という言葉を安易に信用しない

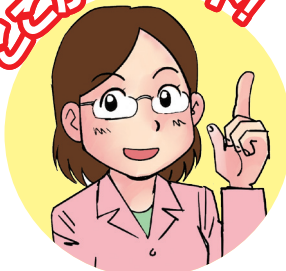
一度断っても、別の複数の業者が同じ未公開株の話題を出し、共謀して購入させる“劇場型”の被害が発生しています。未公開株などの買い取りの約束が実行されることはなく、業者が行方不明になる事例も多く発生しています。

事例 2
公的機関装い型

金融庁など公的機関を名乗り、 信用させる手口です。



ポイント



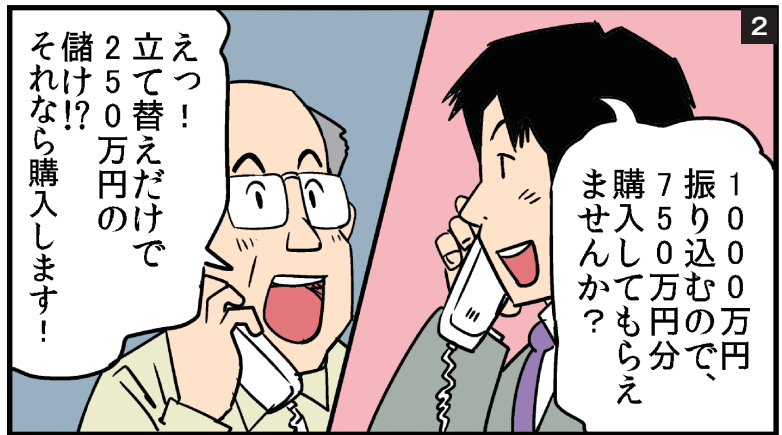
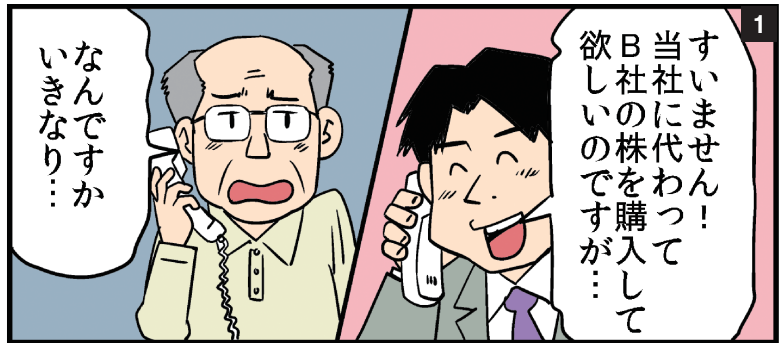
公的機関の職員は、未公開株などの取引に関与しません
金融庁などの公的機関を装って電話をかけ、未公開株や社債などを買わせる被害が発生しています。なお、取引所への上場承認は、それぞれの取引所が審査・判断をしているので、金融庁などの公的機関はその判断に一切関与していません。

注) 例外的に証券取引等監視委員会が金融商品取引法第187条の規定に基づいた調査により投資家の方に連絡する場合があります。

事例 ③

代理購入型

お金を振り込むので
代わりに未公開株を購入して欲しいと
依頼してくる手口です。



ポイント!



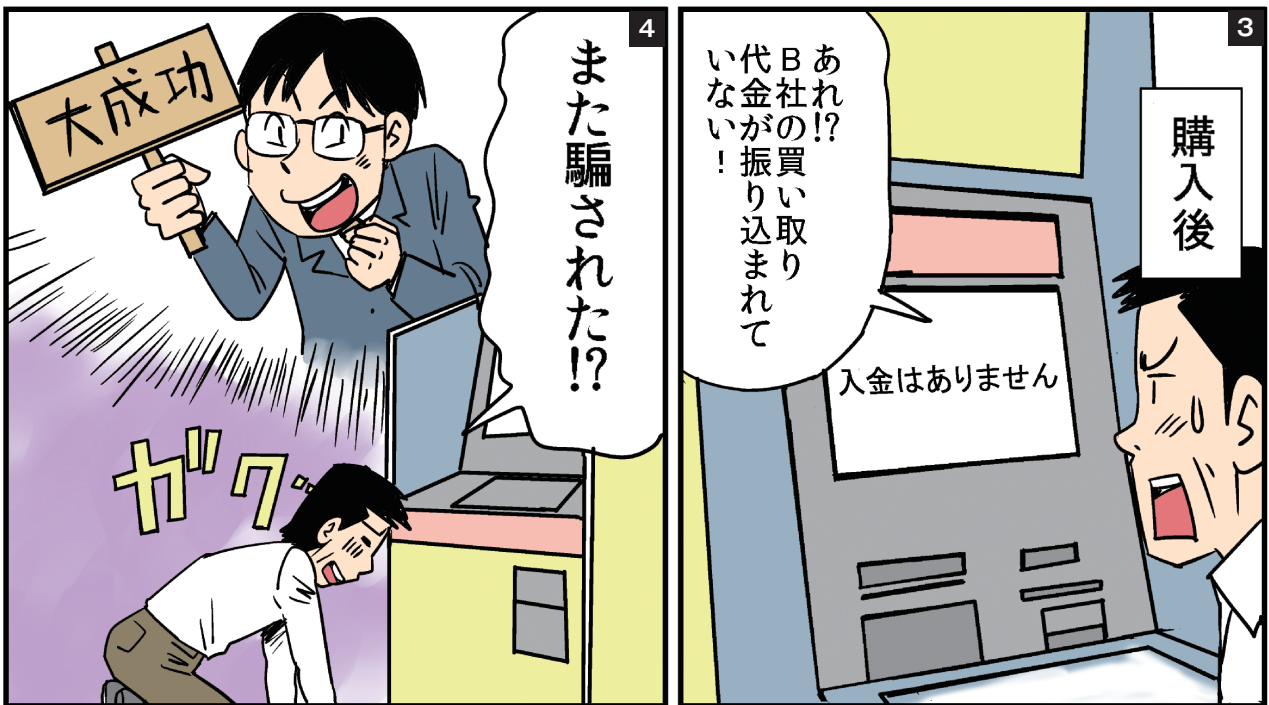
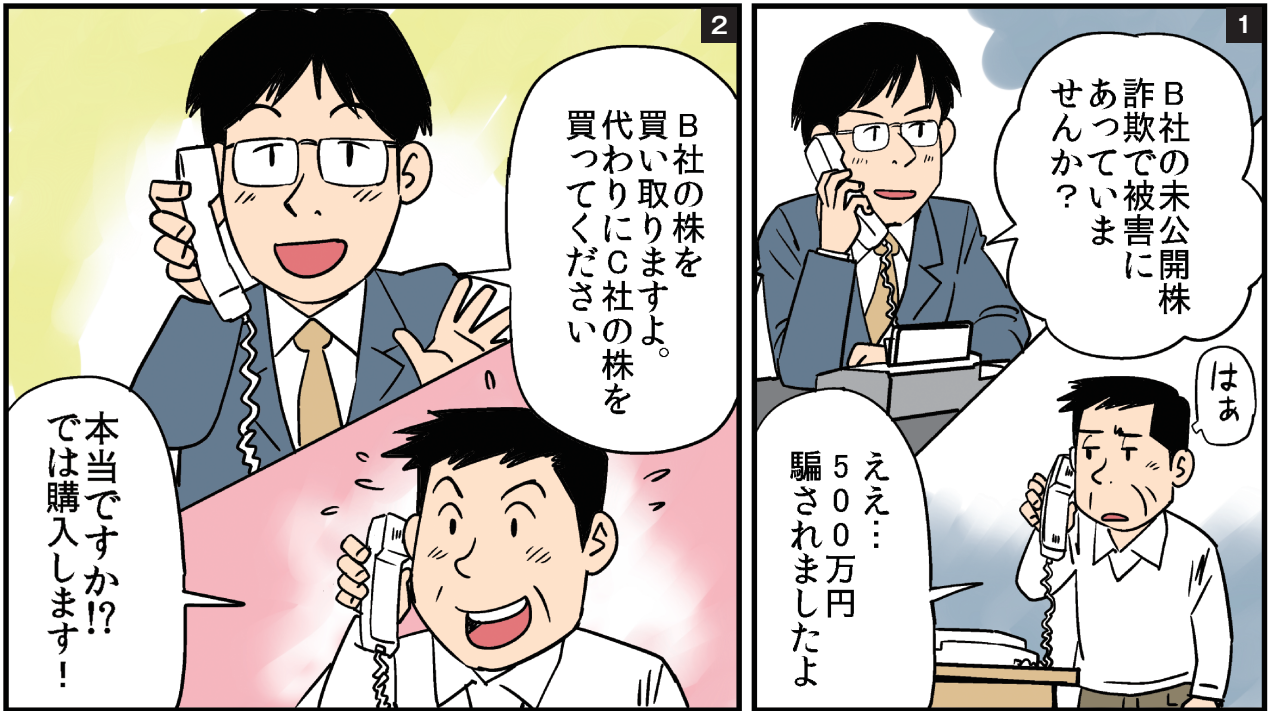
他人の代わりに購入するのは、絶対にやめましょう

不審に思って購入の解約をしようとしても、解約できない場合が多いようです。もし、未公開株を購入した後、被害に気づいた場合は、最寄りの警察へ。また、返金を求める場合は、消費生活センターや弁護士会に相談してください。

事例 4

被害回復型

一度被害を受けた人を狙い、被害回復をすると偽る手口です。



ポイント!



「被害を回復します!」と言われてたら信用しない

過去に未公開株購入で被害を受けた人を狙い、解決すると偽って別の未公開株や手数料の支払いを求める被害が発生しています。この場合、代金を支払っても買い取りは実行されません。二次被害にあわないよう注意しましょう。

この言葉が出てきたら**要注意!** 詐欺によく使われる用語

株に詳しくない高齢者の方にとって専門用語はよくわからないもの。
それを利用して、専門用語を多用して信用させる手口が多くあります。

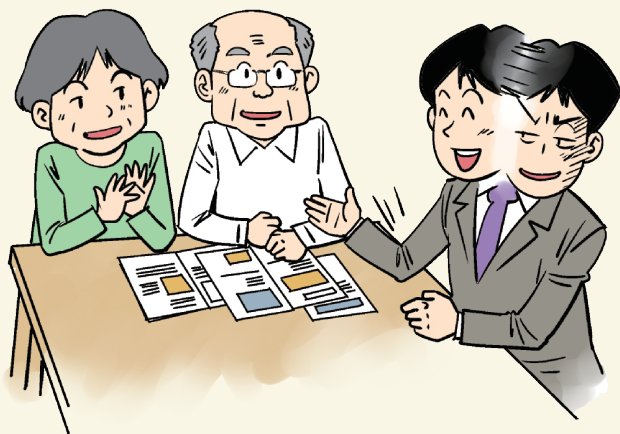
- ・未公開株
- ・水資源利用権
- ・社債
- ・海外事業
- ・ファンド
- ・海外不動産投資・海外リゾート投資
- ・太陽光発電
- ・介護施設・老人ホーム
- ・CO₂排出権
- ・鉱山採掘権

これらのキーワードは
要注意ですよ!!!



なぜ、高齢者が狙われやすいのか?

高齢者の中には、人の言うことを疑わず信用して、騙されたことに気づかない方も多いのが現状です。また被害にあったと自覚しても、恥ずかしい、迷惑をかけたくないなどの理由で、誰にも相談しない場合も少なくありません。



一般的に「未公開株」取引の勧誘は行われません

未公開株や社債の販売ができるのは、登録を受けた証券会社と未公開株や社債の発行会社に限られています。その他の者が行う勧誘は法律違反の可能性大です。また、通常、発行会社が一般の個人投資家に未公開株や私募の社債の購入を直接勧誘することはありません。日本証券業協会に所属する証券会社は、自主ルールにより原則として未公開株取引の勧誘が禁止されています。

ご自宅の電話のそばに置いてください ご用心! ひとつでも思いあたらたら…

以下の9項目にひとつでも該当する場合は、詐欺的商法の可能性が高いので、取引を見合わせることをおすすめします。

1

まったく聞いたことのない業者から勧誘されている。(証券会社としての登録も確認できない)

2

買取業者、アドバイザーなどを名乗る業者から「買い取ります」などの勧誘を受けている。

3

以前、未公開株を購入したことはあるが、今回はその時購入した業者とは別の業者から勧誘されている。

4

業者は「上場時期や上場市場が決定している」と説明するだけで、主幹事証券会社や監査法人を教えない。

5

別の業者からタイミングよく連絡があり、「その株を買い取る」とか「その株は必ず値上がりする」などといわれている。

6

買取業者から、「買取単位(また取引単位)まで買い増して下さい」といわれている。

7

業者が、「金融庁などの公的機関から、認可、許可、委託、指示などを受けている」と説明している。

8

金融庁や財務省、消費生活センター、証券取引等監視委員会などの公的機関や、それを連想させるような名称を使用している。

9

お金を受け取りに来る、お金を郵送で送って欲しいといわれている。



金融庁 金融サービス利用者相談室(平日10:00~17:00)

 **0570-016811**

TEL ※IP電話からは 03-5251-6811

 **03-3506-6699**

FAX

消費者ホットライン

 **188**

TEL

警察総合相談電話番号

 **#9110(全国共通)**

TEL